

○佐賀県警察保護取扱要綱

昭和35年5月18日

本部訓令第11号

改正 平成28年9月30日警察本部訓令第21号

第1章 総則

(この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「警職法」という。）第3条及び酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号。以下「酔酩者規制法」という。）第3条の規定に基づく保護（以下「保護」という。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の規定に基づく児童相談所長の委託による児童の一時保護を適正に行なうため、保護等の手続、方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(保護についての心構え)

第2条 警察官は、保護が警察に課せられた重要な責務であることを自覚し、その発見し、又は届出のあつた者が保護を要する者であるかどうかを的確に判断するとともに、保護に当たっては、誠意をもつてし、個人の基本的人権を侵害することのないよう細心の注意を払うものとする。

(保護の責任)

第3条 警察署長（以下「署長」という。）は、保護について全般の指揮監督に当たり、その責に任ずるものとする。

2 警察署の生活安全課（係）長（以下「保護主任者」という。）は、署長を補佐し、所要の警察官を指揮して、保護室その他の施設への収容、家族、知人その他の関係者（以下「家族等」という。）への連絡引渡し、関係機関への引継ぎ等保護の全般について、直接その責に任ずるものとする。

3 保護主任者が退庁した場合、その他不在の場合においては、当直主任者又は署長の指定した者が保護主任者に代わつてその職務を行なうものとする。

本条…一部改正 [平成7.1本部訓令2]

第2章 保護

(保護の着手)

第4条 警察官は、保護を要する者を発見した場合又は届出のあつた者が保護を要する者であると認めた場合においては、とりあえず必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の措置をとつた場合において、その者の家族等への手配等の措置を必要と認めるときは、警察官は直ちに保護主任者に報告し、その指揮を受けるものとする。

(保護の場所についての指示等)

第5条 保護主任者は、前条第2項の報告を受けたときは、保護された者(以下「被保護者」という。)の年齢、性別、疾病の状況、周囲の事情等を総合的に判断し、次の各号に掲げる被保護者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる場所を基準として、被保護者の保護のため最も適当と認められる場所を指示する等保護のため必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 精神錯乱者 もよりの精神病院その他の精神病者収容施設又は保護室
- (2) 酩酊者 保護室
- (3) 迷い子 交番又は駐在所(もよりに保護室がある場合又は家族等が迷い子を引き取るのに長時間を要すると認められる場合にあつては、保護室)
- (4) 病人又は負傷者 もよりの病院その他の医療施設(病状又は負傷の程度から判断して医療施設に収容する必要がないと認められる場合にあつては、保護室)
- (5) 前各号に掲げる者以外の被保護者 保護室

2 警察官は、保護に着手した場所から前項の保護の場所まで被保護者を同行する場合には、人目に立たないようにする等被保護者の不利とならないように配慮するものとする。

本条…一部改正 [平成7.1本部訓令2]

(被保護者の住所等の確認措置)

第6条 被保護者の家族等に通知してその引取方について必要な手配をしようとするに当り、被保護者がその住所又は居所及び氏名を申し立てることができないか、又は申し立てても確認することができない場合であつて他に方法がないと認められるときは、被保護者が拒まない限り、警察官が、保護主任者の指揮を受けた上、第5条第1項の保護の場所において立会人を置き、必要な限度で、被保護者の所持品等について、その住所又は居所及び氏名を確認するための措置をとることを妨げないものとする。

(事故の防止)

第7条 警察官は、保護に当つては、被保護者が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意するものとする。

第8条 警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にある場合にお

いて、その危害を防止し、適切にその者を保護するため他に方法がないと認められるときは、警察官が、真にやむを得ないと認められる限度で、被保護者の行動を抑止するための手段をとることを妨げないものとする。この場合においては、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けるものとする。

第9条 警察官は、被保護者が凶器、毒物、劇物等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれのある物（以下「危険物」という。）を所持している場合において、第7条の事故を防止するためやむを得ないと認められるときは、そのやむを得ないと認められる限度で、当該危険物を保持するものとする。この場合において、警職法第3条第1項第2号に掲げる病人、負傷者等については、その承諾を得て行うものとする。

2 前項の措置をとる場合においては、被保護者に所持させておいては、紛失又は破損するおそれがあると認められる現金その他の貴重品についても、同項の規定に準じてつとめて保管するようにするものとする。

3 前2項の措置は、緊急を要する状態にあつて、いとまがないと認められる場合を除き、保護主任者の指揮を受けた上、第5条第1項の保護の場所において立会人を置いて行うものとする。

4 第1項又は第2項の規定により保管した危険物又は貴重品は、その品名、数量及び保管者を当該被保護者に係る保護カード（様式第1号）に記載して、その取扱状況を明確にしておき、法令により所持することを禁止されているものを除き、被保護者を家族等に引き取らせる場合又は保護を解く場合においては、その取引人又は本人に返還し、被保護者を関係機関に引き継ぐ場合においては、本人に返還できないものは当該関係機関に引き継ぐものとする。

第10条 警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者を保護室において保護する場合において、当該被保護者が暴行し、自殺しようとする等自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事態にあり、真にやむを得ないと認められるときは、警察官が、保護主任者の指揮を受けた上、被保護者が保護室を離れないようかけがね等を使用することを妨げないものとする。

（異常を発見した場合の措置）

第11条 警察官は、被保護者について異常を発見した場合においては、応急の措置を講ずるとともに、直ちにその状況を保護主任者を経て署長に報告するものとする。

2 前項の場合において、警職法第3条第1項第1号又は酩酊者規制法第3条第1項の被保護者が保護の場所を離れ、自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあ

ると認められる場合であるときは、署長はこれを発見してなお保護を要する状態にないかどうかを確認する措置をとるものとする。警職法第3条第1項第2号の被保護者がほしいままに保護の場所を離れた場合であつて、合理的に判断して、正常な判断能力を欠き、なお保護を要する状態にあると認められるときも、また同様とするものとする。

- 3 第1項の場合において、被保護者について死亡その他の重大な事故があつた場合であるときは、署長は、その状況を直ちに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するとともに、被保護者の家族等の指名及び住所又は居所が判明しているときは、その者にもあわせて通知するものとする。

（保護解除の措置と関係機関への引継）

第12条 保護主任者は、保護の必要がなくなつたときは、速やかに解除の措置をとり引き渡すべき被保護者の家族等がない場合若しくは判明しない場合又は判明しても引き取らない場合においては、署長の指揮を受けた上、次の各号の定めるところにより、措置するものとする。

- (1) 被保護者が病人、負傷者等である場合には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項、第2項又は第6項の規定による保護の実施機関たる知事若しくは市町村長又はその委任を受けた者に引き継ぐこと。
- (2) 被保護者が児童福祉法にいう児童である場合には、前号に掲げる場合であつても同法第25条の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告して引き継ぐこと。

本条…一部改正 [平成7.1本部訓令2、13.12本部訓令34、26.3本部訓令10]

第3章 保護室

（保護室の設置）

第13条 警察署には、被保護者の数、状況等を勘案して、所要の保護室を設置するものとする。

- 2 被保護者を保護室に収容した場合においては、保護主任者は、被保護者の数、状況等を総合的に判断し、所要の警察官を指定して保護に当らせるものとする。

（保護室の構造設備等の基準）

第14条 保護室の設置に当つては、次の各号に定める基準によるものとする。

- (1) 留置場と別個に設けること。
- (2) 1室の面積は、おおむね7.5平方メートル以上とすること。
- (3) 道路その他外部から見とおすことができない構造とすること。
- (4) 通風、換気、採光等に留意した構造とすること。

(5) とびら、窓その他の設備は、被保護者に威圧感を与えるおそれのないものとする
と。

2 保護室には、被保護者の応急手当に必要な医療品を常備しておくものとする。

(保護室に関する特例措置)

第15条 署長は、やむを得ない事情がある場合又は保護のため適切であると認められる場合
においては、警察署内の宿直室、休憩室等被保護者を収容するのに適当と認められる施設
を保護室に代用するものとする。

本条…一部改正 [平成26.12本部訓令26]

第4章 許可状の請求等

(許可状の請求)

第16条 24時間をこえて引き続き被保護者を保護する必要がある場合における警職法第3
条第3項ただし書の規定による許可状の請求は、保護許可状申請書(様式第2号)により
保護主任者が署長の指揮を受けた上行なうものとする。

本条…一部改正 [平成13.12本部訓令34]

(簡易裁判所への通知)

第17条 警職法第3条第5項又は酩酊者規制法第3条第4項の規定による簡易裁判所への
通知は、保護取扱通知(様式第3号)により毎週金曜日までに、その直前の週の日曜日から
土曜日までの間における事件について、行うものとする。

本条…一部改正 [平成13.12本部訓令34]

(保健所長への通報)

第18条 精神保健福祉法第23条の規定による都道府県知事への通報は、保護通報(様式第4
号)により、また酩酊者規制法第7条の規定による保健所長への通報は、アルコール慢性
中毒者通報(様式第5号)により行うものとする。

本条…一部改正 [平成7.1本部訓令2、13.12本部訓令34、26.3本部訓令10]

第5章 雑則

(保護カード)

第19条 保護主任者は、被保護者について、保護カードを作成し、事件の内容を明らかにし
ておくものとする。ただし交番、駐在所において第4条第1項のみの保護をしたものにつ
いては、保護警察官において保護取扱報告(様式第6号)により作成し、1箇月分を取り
まとめ翌月10日までに署長に報告するものとする。

本条…一部改正 [平成7.1本部訓令2、13.12本部訓令34]

(被保護者が非行少年であることが判明した場合等の措置)

第20条 警察官は、被保護者が非行少年(少年法第3条第1項各号に該当する少年をいう。)

又は不良行為少年であることが明らかになった場合は、当該少年について適切な補導を行なうものとする。

2 警察官は、被保護者が保護者に監督保護させることが不相当と認められる児童であることが明らかになった場合においては、児童福祉法第25条第1項の規定により、福祉事務所又は児童相談所に通告するものとする。

3 警察官は、被保護者が売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第2項の要保護女子であることが明らかとなった場合においては、当該被保護者が少年であつて、第12条第3号又は前2項の規定により関係機関に送致し又は通告する措置をとつた場合を除き、もよりの婦人相談所又は婦人相談員に通知するものとする。この場合においては、婦人相談所の一時保護施設その他適当な施設への収容について配慮するものとする。

本条…一部改正 [平成28.9警察本部訓令21]

(被保護者と犯罪の捜査等)

第21条 被保護者が罪を犯した者であること又は少年法第3条第1項第2号の触法少年若しくは同項第3号のぐ犯少年であることが判明するにいたつた場合においても、なお保護を要する状態にあると認められる間は、証拠の保全上真にやむを得ないと認められる場合を除き、被保護者について取調べ又は調査をしないものとする。

2 被保護者が犯罪の被害者であることが明らかとなった場合においても、また同様とする。

第6章 児童の一時保護等

(児童の一時保護等)

第22条 警察官は、次の各号に掲げる場合において、夜間であるため、又は同行し、若しくは引致すべき場所が遠隔である等の理由によりやむを得ない事情があるときは、それぞれ当該各号の児童その他同行し又は引致すべき者等を保護室に一時収容するものとする。

(1) 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童の一時保護を行う場合

(2) 少年法第13条第2項(同法第26条第5項において準用する場合を含む。)の規定により同行状を執行する場合

(3) 少年法第26条第1項の規定により家庭裁判所の決定を執行する場合

(4) 少年院法(昭和23年法律第169号)第14条(同法第17条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、少年院又は少年鑑別所から逃走した者を連れ戻す場合

- (5) 犯罪者予防更正法（昭和24年法律第142号）第41条第5項の規定により、引致状による引致を行う場合
 - (6) 売春防止法第22条第3項（同法第27条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、収容状を執行する場合
 - (7) 婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第16条の規定により、婦人補導院から逃走した者を連れ戻す場合
- 2 前項の場合においては、第3条、第7条から第11条まで、第13条第2項及び第19条の規定を準用するものとする。

附 則

この訓令は、昭和35年6月1日から施行する。

附 則（昭和36年9月25日本部訓令第14号）

この訓令は、昭和36年10月1日から施行する。

附 則（平成7年1月30日本部訓令第2号）

この訓令は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成13年12月21日本部訓令第34号）

この訓令は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成26年3月13日本部訓令第10号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月3日本部訓令第26号）

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

様式第1号(第9条関係)

番号		保 護 カ ー ド(表面)					
被 保 護 者	本 籍	身 柄 の 処 理	開 始 時	年	月	日	分
	住 居		本 署 行	月	日	時	分
決 者	職 業			月	日	時	分
	氏 名	年 月 日生(歳)		月	日	時	分
裁	保護の根拠及び種別	<input type="checkbox"/> 警察官職務執行法3条1項1号 精神錯乱、でい酔者 <input type="checkbox"/> 警察官職務執行法3条1項2号 迷子、病人、負傷者等 <input type="checkbox"/> めいてい者規制法(略称)3条1項 (児童の一時保護) <input type="checkbox"/> 児童福祉法33条 児相所長からの委託 <input type="checkbox"/> 少年院法14条 少年院逃走、鑑別所逃走 <input type="checkbox"/> 少年法13条2項、26条1項 同行状、緊急同行状 <input type="checkbox"/> 犯罪者予防更正法41条5号 引致状 <input type="checkbox"/> 売春防止法22条3項 收容状 <input type="checkbox"/> 婦人補導院法16条 逃走者の連れ戻し	保 護 室	月	日	時	分
			解 除 (引渡)	月	日	時	分
欄	発見時の状況及び保護を必要と認めた理由		許可状期限	月	日	時	分まで
			着衣、人相、特徴				
			外傷等				
同行者	階 級	交番(駐在所)	健康状態				

(裏面)

保管金品の明細	預り欄	金品	員数 (金額)	預入 年月日	預入者 印	保管者 印	返還欄	金品	員数 (金額)	返還 年月日	受領者 印	預入者との関係	返還者 印		
給食	月						備考	連絡通報	簡易裁判所	月	日	保健所	月	日	
	日														
	朝														
	昼														
夜															
引渡(引継)	警察署長殿 貴署で保護されました 年 月 日 住 所 関 係 氏名 は、本日私が責任をもって引き取り(引継)しました。 ㊟														

- (註) 1 「被保護者」「発見時の状況及び保護を必要と認めた理由」及び「身柄の処理の開始日時」の各欄は、同行者において記載すること。
2 「身柄の処理」の空欄は、保護室以外の場所に保護したとき記入すること。

様式第2号(第16条関係)

年	号
---	---

保 護 許 可 状 申 請 書

年 月 日

簡 易 裁 判 所
裁 判 官 殿

警 察 署

階 級

⑩

下記の者を引き続き保護することを許可されたい。

記

1 被保護者の氏名、年齢、住居、職業

氏名

年齢 年 月 日生(歳)

住居

職業

2 保護延長を求める期間

自 年 月 日 午 時 分から
至 年 月 日 午 時 分まで

3 保護の場所

4 最初の保護開始の日時

年 月 日 時 分

5 保護延長を必要とする理由

様式第3号(第17条関係)

第 号
年 月 日

簡易裁判所 御中

警察署長

保 護 取 扱 通 知

（ 自 年 月 日
至 年 月 日 ）

被 保 護 者		保護の 理 由	保 護 日 時	引 渡 日 時	引 渡 先	
氏 名(年齢)	住 所				住 所	職業氏名

様式第4号(第18条関係)

第 号
年 月 日

佐 賀 県 知 事 殿

警察署長

保 護 通 報

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条により次のとおり通報する。

精神 障害 者	住 所		引 渡	日 時	
	氏 名			引渡先	
	生年月日		保 護 者	住 所	
保護日時		氏 名			
保護場所		続 柄			
保 護 の 理 由					
備 考					

様式第5号(第18条関係)

第 号
年 月 日

保健所長 殿

警察署長

アルコール慢性中毒者通報

酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第7条の規定により次のとおり通報する。

中毒者の住居 職業、氏名 生年月日	
保護日時	
保護理由	
保護場所	
引渡(釈放)日時	
引 渡 先	
アルコール慢性 中毒者又はその 疑いがあると認 めた理由	
保護者の住居 氏名、続柄	
参 考 事 項	

様式第6号(第19条関係)

年 月 日

警察署長 殿

交番(駐在所)

保護取扱報告(月分)

被 保 護 者		保護の 理 由	保 護 日 時	引 渡 日 時	引 渡 先	
氏 名(年齢)	住 所				住 所	職業氏名

様式第1号（第9条関係）

本様式…一部改正 [平成7.1本部訓令2]、全部改正 [平成13.12本部訓令34]

様式第2号（第16条関係）

本様式…一部改正 [平成7.1本部訓令2]、全部改正 [平成13.12本部訓令34]

様式第3号（第17条関係）

本様式…一部改正 [平成7.1本部訓令2]、全部改正 [平成13.12本部訓令34]

様式第4号（第18条関係）

本様式…一部改正 [平成7.1本部訓令2]、全部改正 [平成13.12本部訓令34、26.3
本部訓令10]

様式第5号（第18条関係）

本様式…一部改正 [平成7.1本部訓令2]、全部改正 [平成13.12本部訓令34]

様式第6号（第19条関係）

本様式…一部改正 [平成7.1本部訓令2]、全部改正 [平成13.12本部訓令34]